

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月29日
【会社名】	株式会社三井E&S
【英訳名】	MITSUI E&S Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 岳之
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地五丁目6番4号
【電話番号】	03(3544)3142
【事務連絡者氏名】	監査法務部長 千本 りつ子
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地五丁目6番4号
【電話番号】	03(3544)3142
【事務連絡者氏名】	監査法務部長 千本 りつ子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2023年6月28日開催の当社第120回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2023年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1、配当財産の種類

金銭

2、配当財産の割当てに関する事項及びその総額

・普通株式 : 1株につき金3.00円

普通株式配当総額 262,531,293円

・A種優先株式 : 1株につき金29.384円

A種優先株式配当総額 528,912,000円

3、剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1、監査等委員会設置会社へ移行に伴い、定款の一部を以下のとおり変更する。

(1) 監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除。

(2) 経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするために、業務執行取締役への権限移譲に関する規定の新設。

(3) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、関連する規定の修正等。

2、当社の事業目的を企業理念に則したものとするとともに、事業目的相互の関係を整理するため、定款第2条(目的)の一部を変更する。

3、その他、条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、高橋岳之、松村竹実、田中一郎及び永田晴之を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、塩見裕一、田中浩一及び川崎弘一を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、田口昭一及び竹之内明を選任する。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬限度額を、年額320百万円とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役に対する報酬限度額を、年額50百万円とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	573,140	3,404	-	(注)1	可決 99.31
第2号議案	573,153	3,401	-	(注)2	可決 99.32
第3号議案					
高橋 岳之	406,232	170,324	1	(注)3	可決 70.39
松村 竹実	531,672	44,884	1		可決 92.13
田中 一郎	571,449	5,107	1		可決 99.02
永田 晴之	538,997	37,559	1		可決 93.40
第4号議案					
塩見 裕一	570,909	5,634	1	(注)3	可決 98.93
田中 浩一	516,482	60,061	1		可決 89.50
川崎 弘一	572,564	3,979	1		可決 99.21
第5号議案					
田口 昭一	571,139	5,418	1	(注)3	可決 98.97
竹之内 明	571,991	4,566	1		可決 99.11
第6号議案	572,129	4,429	-	(注)1	可決 99.14
第7号議案	570,703	5,856	-	(注)1	可決 98.89

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上